

北斗会学校支援事業 平野紀人留学等支援基金 規程

第1章 総則

第1条 名称

本基金は、北斗会学校支援事業 平野紀人留学等支援基金と称する。

第2条 目的

本基金は、県立岐阜北高等学校の発展を願い、同窓会会員平野紀人氏（S39 卒）からの資金援助のもと、岐阜北高等学校在校生に対しての助成を目的とするものである。

第2章 基金の活動

第3条 活動方法

1. 本基金の支援対象は次の通りである。
 - ・本校が主催する海外研修や国際交流事業に参加する生徒への参加費や交通費の支援。
 - ・生徒が自らの挑戦のために参加する長期及び短期の留学等への支援。
2. 本基金による助成金の額は、別に定める事務局内規により支給される。
3. 本基金の支給は申告制とし、支援活動（支援金の授与）は同窓会長が行う。
4. 本基金からの支援活動（支援金の授与）は在校生が認知することのできる場において行い、その助成が適切で役立つものとなるように努める。
5. 本基金の受給手続きは、別に定める事務局内規により行われる。

第3章 基金の運用及び会計

第4条 資本金及び運用資金

本基金は、同窓会の学校支援事業の一環として行われ、同窓会が管理する次の資金を資本金として基金の運用に充てる。

- ・令和5年3月10日及びそれ以降に同窓生平野紀人氏(S39 卒)が同窓会に納入する寄付金。

第5条 会計年度

本基金の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 会計監査

会計監査にあたっては、毎年度終了後2ヶ月以内に次の書類を作成し、監査を受けこれを同窓会本部に備えなければならない。

1. 収支決算書
2. 事業報告書

第7条 会計の承認

会計監事は、前条の書類を受理した時は、遅滞なく監査し、その結果を同窓会総会にて報告するものとする。

第4章 付則

第8条

この規約の施行に関し、必要な事項は同窓会常任幹事会の審議を経て同窓会会長が別に定める。

本規程は、令和5年4月1日 施行する。